

有効期間満了日 令和10年3月31日

熊總第374号

令和6年12月23日

## 警察活動における寒冷対策品の着用等について（通達）

警察活動の能率的な遂行を確保する観点から、下記のとおり、制服等の着用時における寒冷対策品の着用基準等を明確化したので、各位にあっては、適切な運用に努められたい。

### 記

#### 1 寒冷対策品の着用に当たっての基本的な考え方

寒冷対策に資する物品（以下「寒冷対策品」という。）については、制服、活動服、特殊被服等（以下「制服等」という。）の下に着用するなど、外部から視認できないものは、形状、色調等にかかわらず全て着用できるものとする。

#### 2 1以外に着用可能とする寒冷対策品

##### （1）種類等

- ア ネックウォーマー
- イ フェイスウォーマー
- ウ イヤーウォーマー
- エ 手袋

##### （2）仕様等

###### ア 共通事項

- （ア）華美又は奇異な色調や形状でないこと。
- （イ）色は、黒、紺又は灰色系統であること。
- （ウ）装着する装備品の取り出しを妨げ、若しくは機能を害しないものであること。
- （エ）その他従事する警察活動に支障が生じないこと。

###### イ ネックウォーマー

- （ア）首を覆う筒型の形状のものであること。
- （イ）マフラー及びスヌードは着用しないこと。

###### ウ フェイスウォーマー

- （ア）原則として、首から鼻を覆う形状のものであること。
- （イ）耳まで覆う形状のものである場合は、通気口等が備えてあるなど、着用した状態で、警察無線通話の傍受や携帯電話機での通話のほか、車両の通行、県民からの呼び掛け、緊急車両のサイレンの吹鳴、喧騒等周囲の音の認知及び認識を阻害しない仕様であること。
- （ウ）県民と接する場面では、県民とのコミュニケーションを阻害し、不快な印象を与えることのないよう、口元を覆わないなど適切な措置を講ずること。

###### エ イヤーウォーマー

(ア) 通気口等が備えてあるなど、着用した状態で、警察無線通話の傍受や携帯電話機での通話のほか、車両の通行、県民からの呼び掛け、緊急車両のサイレンの吹鳴、喧騒等周囲の音の認知及び認識を阻害しない仕様であること。

(イ) 県民と接する場面では、県民とのコミュニケーションを阻害し、不快な印象を与えることのないよう、着用を控えるなど適切な措置を講ずること。

オ 手袋

五指が分かれている形状のものであること。

(3) 上司による事前承認

(1)の寒冷対策品を着用するに当たり、その仕様等について、事前に直属の上司（警部以上の階級（同相当職を含む。）の職員に限る。）の承認を得ること。

### 3 寒冷対策品の着用時における留意事項

- (1) 寒冷対策品の着用に当たっては、「熊本県警察職員の服務に関する訓令」（昭和37年熊本県警察本部訓令甲第32号）を遵守し、警察職員としての品位を損なうことなく、制服等に調和した端正な外見となるよう努めるとともに、受傷事故防止に十分配意すること。
- (2) 服装の斉一を指示された場合は、2(1)の寒冷対策品は着用しないこと。
- (3) 職員が着用する寒冷対策品は、原則として、職員個人で準備すること。
- (4) 県民への応接に当たっては、当該県民も職員と同様の環境下にあることを認識し、職員のみの寒冷対策に終始することのないよう配慮すること。